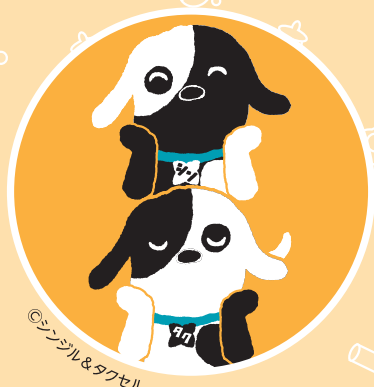




新たに当社住宅ローンをご利用のお客さま限定

子育てサポートジュニアさぽ サービス

住宅ローンお借入中のご出産や、
お子さまのご成長をお祝いして住宅ローンの金利を優遇します。
三井住友信託銀行は、ご自宅の購入、子育て、資産形成をサポートしていきます！

住宅ローンの
金利優遇

- お子さまの
- ① **ご誕生**
 - ② **6歳のお誕生日**
 - ③ **15歳のお誕生日** を迎えられ、

1年以内にお申し出、所定のお手続きをいただくと

その都度

住宅ローンの金利を1年間 **年0.1%** 優遇いたします！

※ご夫婦ペアローンの場合は、いずれのご契約者さまも金利優遇の対象となります。

お子さまのご誕生時に、ご出産お祝いクーポンをさしあげます！最新のクーポン内容は
右記2次元バーコードよりご確認ください。

※クーポンはサービス利用にかかるお申し出をいただいた時点の内容となりますので、住宅ローンお借入時
とは異なる場合があります。

URL:<https://www.smtb.jp/personal/loan/house/junior-support-n>

■2次元バーコード



以下の条件をすべて満たすお客さまが対象となります。

- (1) お借入日以降に、①お子さまのご誕生 ②お子さまの6歳のお誕生日 ③お子さまの15歳のお誕生日のいずれかに該当し、1年以内に当社あて
お申し出いただいたお客さま(公的書類等により、ご誕生・ご年齢を確認させていただきます。)
- (2) お申し出にあたり、オンライン相談等にて、資産運用のご相談をいただき、次の①または②を満たすお客さま
 - ①ご本人やご家族さま*1が投資信託自動購入プラン*2のお申し込みをされた方
 - ②ご本人名義で三井住友信託ダイナースクラブカード*3をお申し込みされた方

※既に上記取引をご利用の方も対象となります。ただし、資産運用のご相談と子育てサポートサービス金利優遇申込書の提出は必要です。

*1 住宅ローンをご契約いただくお客さまの配偶者、両親、配偶者の両親、子ども、子どもの配偶者、孫、兄弟姉妹が対象となります。ご利用の際は、
確認のため、その方の「お名前」「生年月日」「続柄」「取引店」をお伺いいたします。

*2 投資信託自動購入プランは1万円以上1円単位でお申し込みが可能です。原則として、引落終了年月日を設定しないご契約とさせていただきます。

*3 三井住友信託ダイナースクラブカード、ダイナースクラブ プレミアムカードが対象です(その他のダイナースクラブカードをお持ちの方は
当社担当者までご相談ください)。三井住友トラストクラブ(株)所定の基準を満たす方がご入会いただけます(ご入会にあたっては同社の
審査があります)。また、年会費(三井住友信託ダイナースクラブカード24,200円、ダイナースクラブ プレミアムカード143,000円(いずれ
も税込))がかかります。詳しくはお問い合わせください。

オンライン・
コンサルプラザを
ご利用ください！

子育てサポートサービス、投資信託自動購入プランのお申し込みにあたっての
ご注意事項等は裏面をご確認ください。

詳しくは窓口までお問い合わせください。 <https://www.smtb.jp/>



【子育てサポートサービスのご注意事項】

- 対象となるお誕生日の1年後の応当日までにお申し出ください。
- 住宅ローンお借入前にお子さまのご誕生、6歳、15歳のお誕生日を迎えられている場合は本サービスの対象外です。
- ご誕生時(6歳のお誕生日)にお申し出いただいた場合でも、6歳(15歳)のお誕生日には再度のお申し出が必要となります。
- 金利優遇によりご負担いただく利息が減少します。ご選択された金利コースによっては、優遇金利の適用後も元利金返済額の合計額は変更せず、元利金の内訳を変更する場合があります。
- ご返済の延滞中など、お借入状況によっては対象外となる場合があります。
- 1つのローン契約を複数回に分けてお借り入れする場合は、全お借り入れ完了後、最初のご返済日の翌日以降にお申し出ください。(各々の適用利率が異なる場合は、金利見直し等により適用利率が同一となった後にお申し出ください。)
- 金利優遇のお申し込みは最初のご返済日の翌々日以降に受付させていただきます。
- クーポンは、当初お借入金額1,500万円以上、お借入期間10年以上のお客さまにプレゼントいたします。ペアローンのお客さまは、ご契約者さまそれぞれが上記条件を満たしていることが必要となります。ミックスローン(ワンライティングミックスローンを含む)のお客さまはお借入金額の合計で上記条件を満たしている場合にプレゼントいたします(お一人さま(ご出産1回につき)1回限り)。
- クーポンは、子育てサポートサービスをお手続きいただく際にさしあげます。
- 本サービスにつきましては、お客さまへ事前に告知することなく、各種適用条件の変更や取り扱いを中止する場合があります。ご利用いただけるサービスは、サービス利用にかかるお申し出をいただいた時点の内容となります。最新のサービス内容は当社ホームページをご覧ください。

子育てサポートサービスのお申し出は当社ホームページから

住宅ローンお借入前に本サービスをお申し込みいただく必要はありません。お借入後にお子さまのご誕生、6歳、15歳のお誕生日を迎えられたら、その都度当社ホームページよりお申し出の上、お手続きください。

当社ホームページ<https://www.smtb.jp/>の右上、サイト内検索で「子育て申し出」を検索、または右記2次元バーコードよりアクセスできます。

■2次元バーコード



【証券(投資信託・国債)口座についてのご注意事項】

- 当社では、有価証券のお取引にあたっては、「振替決済口座、保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。

【投資信託についてのご注意事項】

- 投資信託は国内外の株式や債券等へ投資しているため、投資対象の価格の変動、外国為替相場の変動等により、損失が生じるリスクがあります。投資した資産の価値が投資元本を割り込むリスクやその他のリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- 投資信託のご購入、換金にあたっては各種費用(申込手数料、信託財産留保額等)が必要です。また、これらの費用とは別に信託報酬と会計監査費用、証券取引に伴う売買委託手数料等その他費用等を毎年、信託財産を通じてご負担いただきます。お客さまにご負担いただく費用はこれらを足し合わせた金額となります。
- これらの費用は各投資信託およびその通貨・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の費用の詳細は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)等でご確認ください。
- 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。
- 預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- 投資信託をご購入の際は、最新の「契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)」を必ずご確認ください。これらは当社本支店等にご用意しています。当社は販売会社であり、投資信託の設定・運用は運用会社が行います。

- 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- 本書記載の商品・サービスは、当社が銀行代理業を行う三井住友信託NEOBANK(所属銀行:住信SBIネット銀行)の商品・サービスとは異なります。

商号等:三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 日本投資顧問業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会